平成２３年（フ）第１３４号
神奈川県横須賀市池田町４丁目５番10号
コーポ山口Ｂ
債務者　田子　政美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４１号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番２―1003号
債務者　東　　博子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１５３号
神奈川県横須賀市武４丁目37番２号　パセオ201
債務者　粟飯原礼子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４５号
青森県むつ市大湊新町17番24号
債務者　平塚　真一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
和歌山県紀の川市貴志川町北山610番地３
債務者　村上眞紀子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６９号
神奈川県海老名市門沢橋４―17―32　ストロベリー柏屋101、住民票上の住所神奈川県秦野市北矢名341番地の19
債務者　田村　有三
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０６号
横浜市港南区野庭町670番地　野庭住宅３棟204号
債務者　町田季里沙（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５６号
横浜市旭区東希望が丘236番地
債務者　大久保　哲
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５７号
横浜市旭区東希望が丘236番地
債務者　大久保貴子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５８９号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目25番地19
債務者　竹田　里重
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１３号
横浜市旭区若葉台３丁目４番1301号
債務者　前嶋　由美（旧姓杉山・長束）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２１号
横浜市鶴見区矢向３丁目29番８号　プレジオＳ101
債務者　中田眞砂希
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５２号
横浜市中区新山下３丁目15番１―221号
債務者　中屋千恵子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５３号
横浜市中区新山下３丁目15番１―221号
債務者　中屋　正人
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５５号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹４丁目３番１号　サン・フォレットＡ―203
債務者　隈元　美郷
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０８号
横浜市緑区東本郷５丁目16番58号
債務者　鈴木　一雄
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部